

ID: 169

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	利用承認の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	エコプラザ西東京条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成19年条例第67号		
【根拠条文】 (利用の承認の取消し等) 第10条 市長は、前条第1項の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料施設の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 有料施設の利用の申請の目的又は利用の条件に違反したとき。 (2) この条例若しくは規則又は市長の指示に違反したとき。 (3) 災害、事故その他の事由により、有料施設の利用ができなくなったとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要があるとき。 2 前項の規定により、有料施設の利用を制限され、若しくは停止され、又は利用の承認を取り消されたことによって、利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。 【基準】 根拠条文及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日